

『受注機会促進型モデル工事』

入 札 説 明 書 （別紙－１）

工事名：令和８年度 第B311-10号 甲賀土山線補助道路整備工事

当工事は、総合評価方式『受注機会促進型モデル工事』です。

評価基準・評価項目に十分留意し、入札参加してください。

＜重要＞

当工事は、入札参加者の自己申告による技術評価点と入札価格から算出する評価値により落札候補者となる者に対して技術提案書の内容を審査する「事後審査」となります。

開札後に技術提案書の審査を行うため、落札決定まで時間を要することをご了知ください。

また、審査において様式や添付書類について不備等があり、自己申告された技術評価点が過大と判断された場合、入札は「無効」となりますので、そのことを十分にご理解の上、入札参加いただきますようお願いいたします。

◎留意事項

- 当工事の入札は、総合評価方式です。当工事に入札参加される場合、入札公告、入札説明書と併せて、当該入札説明書（別紙－１）ならびに各種様式の記載事項を熟読の上、技術提案書を作成し、対象となる全ての様式を提出してください。
- 当総合評価方式においては、施工体制確認型を導入しており、施工体制確認型実施要領を用いることとしています。施工体制確認型実施要領については、滋賀県HP
(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/gizyutsu/324292.html>)を参照してください。なお、技術提案書提出の時点で施工体制確認型の追加書類提出の必要はありません。

◎（評価基準）『受注機会促進型モデル工事』

評価項目、配点、提出様式は下表のとおりとする。

受注機会促進型モデル工事			
評価の視点	評価項目	配点	提出様式
技術者等の能力	配置予定技術者等 C P D	1. 0	6－1
企業の 地域性・社会性	県内企業の下請活用	2. 0	7－7
	現場見学会の開催	1. 0	7－8
	建設キャリアアップ®システムの利用	0. 5	7－12
	手持ち工事件数	2. 0	7－14
計		6. 5点	

◎「受注機会促進型モデル工事」は入札参加者において自身の技術評価点を自己申告していただきます。

加算点自己申告表「様式5」を「電子入札システム」にて提出してください。

《用語の定義》

用 語	該当する技術者（※）
配置予定技術者等	監理技術者、主任技術者、現場代理人
監理技術者等	監理技術者、主任技術者

※ 専任特例 1 号、専任特例 2 号（特例監理技術者）を含み、監理技術者補佐は含まない

（1）配置予定技術者等CPD【1.0点】

配置予定技術者等に係る継続教育（CPD）の取組状況について評価する。なお、配置予定技術者等の途中交代は原則認めないが、交代事由が生じた場合は「県土整備部建設工事等における総合評価方式の運用ガイドライン（4. 3. 4 技術者等の能力）」に基づき発注者が可否を判断し、受注者は発注者の指示に従うこと。

配置予定技術者等は、発注工事業種に適応した監理技術者等の要件を満たしている者に限ることとし、当該評価項目の加算点の有無に関わらず必要な資格を有していることが確認できる資料の提出を求める。なお、入札の段階では直接的かつ恒常的な雇用関係の確認は行わないため、雇用関係を確認するための書類は応札後に提出することとする。

評価は、基準日（申請するCPD取得期間の最終の日）が入札公告日の属する年度の**前年度の10月1日**から技術提案書の提出締切日までのものを対象とし、下表に示す各団体の水準に応じ、評価点を加算点として与える。

評価対象を証明する資料として、各団体が発行する学習履歴を証明する証明書（写）の提出を求める。

技術提案書提出時に配置予定技術者等を特定できない場合は、複数名申請することができるが、その場合は、評価点が最も低い配置予定技術者等で評価する。

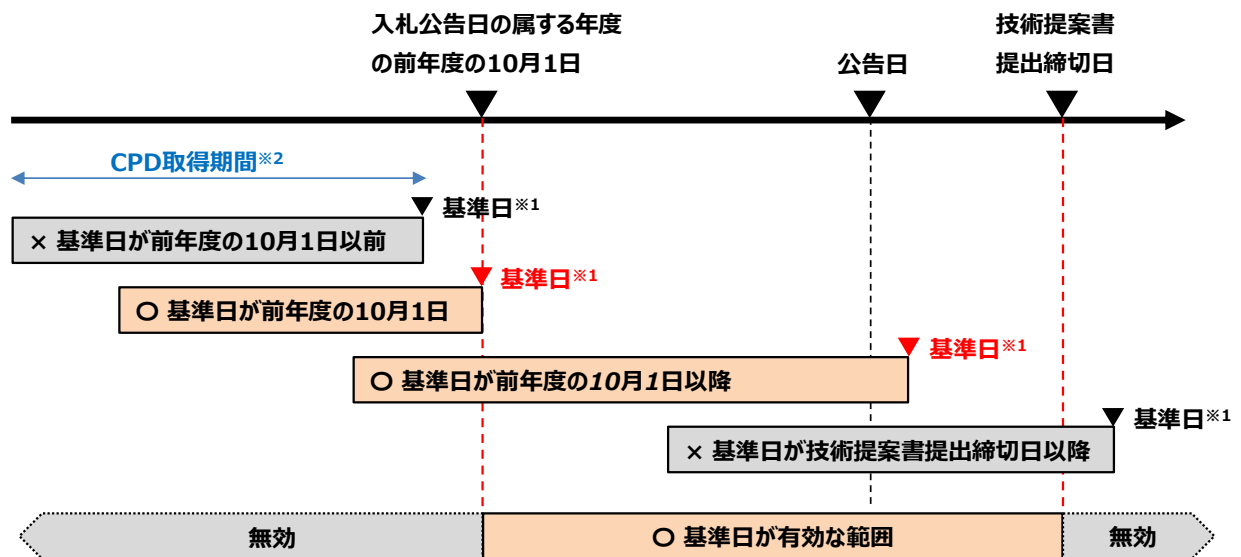
当評価項目において評価を受ける者以外の申請は不要である。

区 分（配置予定技術者等 CPD の単位数）	評価点
各団体の評価対象単位数以上の証明 なし	0
各団体の評価対象単位数以上の証明 あり(必要な水準)	1.0

団体名	評 価 対 象	評 価 点	
土木施工管理技士会連合会	必要な水準	20単位／年 40単位／2年 60単位／3年 80単位／4年 100単位／5年	1.0 点
その他、建設系 CPD 協議会加入団体 （技術士会、土木学会、 都市計画学会など）	必要な水準	30単位／年 90単位／3年	1.0 点

※CPD：Continuing Professional Development の略。技術者の継続的な専門能力開発を意味し、各学協会等において学習履歴を証明している。

配置予定技術者CPDの評価の考え方



※1 「基準日」とは、申請するCPD取得期間の最終日

※2 「CPD取得期間」とは、発注者が指定した団体がそれぞれ定めている期間

加算点に有効な提出書類	
➤	発注工事業種等に適応した監理技術者等の資格が確認できる資料 <u>(加算点によらず提出が必要)</u>
➤	各団体が発行する学習履歴を証明する証明書の写し

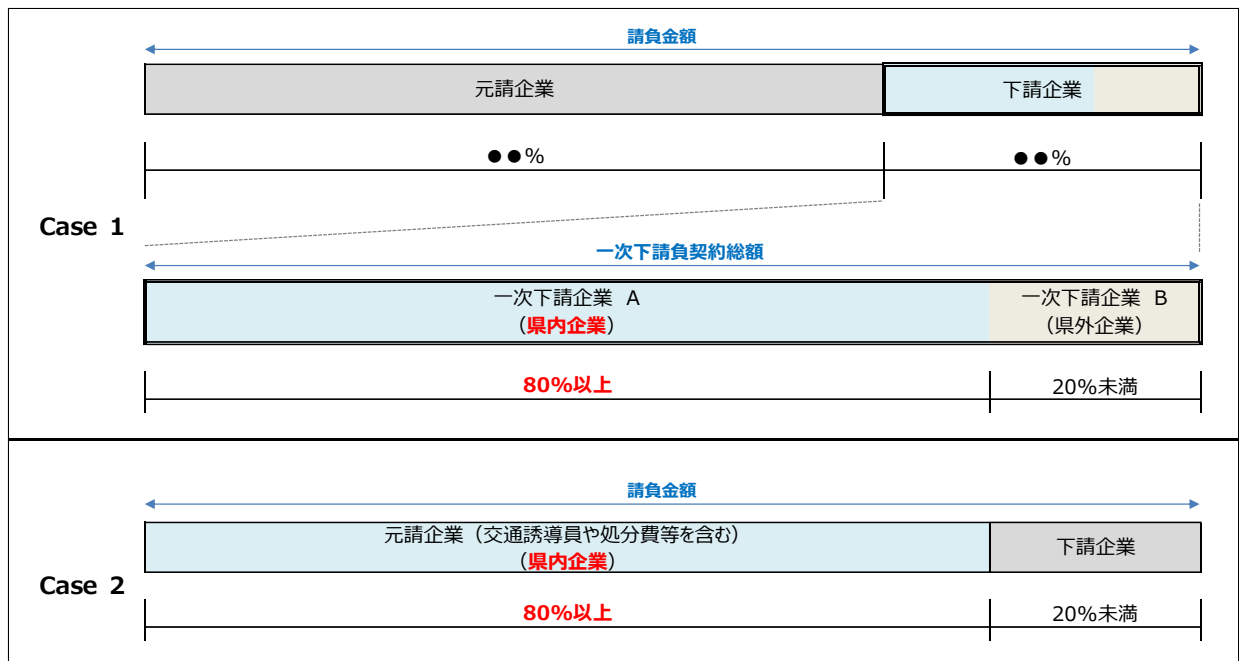
(2) 県内企業の下請活用 【2.0点】

当該工事における下請業者に、県内企業を活用することを評価する。具体的には、次の条件を満たす場合に評価する。

(条件)

- ・一次下請負契約額全体のうち、県内に主たる営業所（本社・本店）を有する企業への一次下請負契約総額の割合が80%以上を予定している場合（Case 1）

※ただし、県内に主たる営業所を有する元請企業が請負金額の80%以上を直営で執行する予定をしている場合も加算点の対象とする（Case 2）



工事着手時に下請負人の報告を求めるとともに、申請した下請負契約の状況を確認する。
また、工事完了時に下請負契約の確認を行う。確認の結果、評価対象となる下請契約の状況を達成できていないことが判明した場合は、工事成績において減点措置を行う。

区 分（県内企業の下請活用の有無）	評価点
県内企業の下請活用 なし （上記（条件）の実施）	0
県内企業の下請活用 あり （ " ）	2.0

加算点に有効な提出書類
➤ なし （自己申告表への記入のみ）

(3) 現場見学会の開催【1.0点】

当該工事において、現場環境改善費を利用した現場見学会の開催、また現場見学会の様子を広報・PR活動で発信することを評価する。

現場見学会は、現場の魅力をリアルに伝えるため、現地開催を基本とするが、リモート方式による開催も可とする。ただし、リモート方式による場合は、現場とリアルタイム接続（ライブ配信）すること。なお、通信状況によりリアルタイム接続が困難な場合は、事前に撮影した動画の活用も可とする。

広報・PR活動とは、建設業の魅力発信を目的とする、現場見学会の様子を広報誌、ホームページ、YouTube、SNS等の媒体を通じて発信して一般に供する活動をいい、規模や内容を問わない。

履行確認の方法は、契約後、工事着手時に施工計画書に見学会の概要、広報・PR活動内容を記載した上で、監督職員による見学会資料の確認を経て、現場見学会の実施報告を行うこととする。さらに、広報・PR活動に関しては、実施後に活動内容が分かる資料を提出することとし、工期内の実施・掲載を原則とする。

なお、受注者の責任において現場見学会が開催できなかった場合、また広報・PR活動ができなかった場合は、工事成績において減点措置を行う。

区 分（現場見学会の開催）		評価点
現場見学会の開催 なし		0
現場見学会の開催 あり	広報・PR活動なし	0.5
	広報・PR活動あり	1.0

加算点に有効な提出書類
➤ なし（自己申告表への記入のみ）

(4) 建設キャリアアップシステムの利用【0.5点】

監理技術者等および現場代理人を除く3名以上の建設技能者が建設キャリアアップシステムを工事期間中に継続利用する場合に評価する。継続利用とは、それぞれの建設技能者が工事期間における就業日数の90%以上（例：就業日数が60日の場合は、54日以上）の就業履歴を蓄積（カードタッチ）することをいい、3名以上の建設技能者それぞれが90%以上を達成することを要件とする。なお、技能者がCCUSのカードを忘れた場合など、就業履歴の修正による蓄積分も有効とする。建設技能者の利用については、元請け下請けを問わないこととする。

なお、建設キャリアアップシステムの事業者登録、技能者登録、カードリーダーの設置および利用等にかかる費用は、申請者（受注者含む）の負担とする。

「3名以上の建設技能者が継続利用する」として申請する場合、事業者登録および技能者登録を確認する書類の提出は、技術提案書の提出時点で不要とする。

契約後、工事の着手から完了まで、監督員により建設技能者3名以上の継続利用を確認するため、工事日報および建設キャリアアップシステムから出力した就業履歴の提出を求める。

なお、3名以上の建設技能者の継続利用が確認できなかった場合は、工事成績において減点措置を行う。

区 分（建設キャリアアップシステムの利用）	評価点
3名以上の建設技能者が継続利用しない	0
3名以上の建設技能者が継続利用する	0.5

加算点に有効な提出書類
➤ なし（自己申告表への記入のみ）

(5) 手持ち工事件数【2.0点】

手持ち工事件数に対して評価点を与える。対象とする手持ち工事件数は、公告日の時点で、滋賀県(※1)が一般競争入札(単価契約(※2)およびWTO 特定調達契約を除く)に付して発注した発注工事業種に適応した工事を元請契約(※3)している工事の落札件数とし、手持ち工事件数に応じて加算点として与える。なお、共同企業体による契約の場合は全ての構成員に対して1件とする。

(※1) 滋賀県が発注した工事は、以下のとおりとする。

滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、びわこポートレース事業庁、が発注した工事とする。

((旧) 滋賀県土地開発公社、(一社) 滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、(公財) 滋賀県環境事業公社、(公財) 滋賀県文化財保護協会、(公財) びわ湖芸術文化財団、(公財) 滋賀県希望が丘文化公園、(公財) 滋賀県体育協会は対象外)

(※2) 「単価契約」工事とは、道路、河川、砂防維持修繕工事の単価等に関する基本契約を締結する工事のことをいう。

(※3) 公告日時点(公告日を含む)で完了検査を終えている工事は、手持ち工事件数に含めない。また、完了検査で手直し命令を受けた場合は、公告日時点(公告日を含む)で手直し検査(再検査)を終えていれば、手持ち工事件数に含めない。

区 分 (手持ち工事件数)	評価点
手持ち工事 2件以上	0
手持ち工事 1件	1.0
手持ち工事 なし	2.0

加算点に有効な提出書類
➤ なし (自己申告表への記入のみ)

総合評価方式における技術提案の不履行にかかる工事成績評定の取扱いについて

1. 技術提案書で提案された内容の履行状況により履行率を算出し、未実施分に応じて以下のとおり減点係数を乗じる。履行確認の対象とするのは、県内企業の下請活用、現場見学会等の開催、建設キャリアアップシステムの利用とする。
 - ・「県内企業の下請活用」における減点係数は、以下のとおりとする。
 - ＜加算点評価の対象となった場合＞
技術提案書で県内企業の下請活用ありと申請したが、施工体制台帳や施工体制点検等で加算点評価となる条件が満たされていないことが確認された場合、減点係数（ α ）を「1.0」とし減点する。
 - ＜加算点評価の対象とならなかった場合＞
減点の対象とはしない。
 - ・「現場見学会等の開催」における減点係数は、以下のとおりとする。
 - ＜加算点評価の対象となった場合＞
技術提案書で現場見学会の開催ありと申請したが、受注者の責任において、現場見学会が開催できなかった場合は減点係数（ α ）を「1.0」とし減点する。広報・PR活動ありと申請したが広報・PR活動が出来なかった場合（現場見学会は開催）は減点係数（ α ）を「0.5」とし減点する。
 - ＜加算点評価の対象とならなかった場合＞
減点の対象とはしない。
 - ・「建設キャリアアップシステム」の利用における減点係数は、以下のとおりとする。
 - ＜加算点評価の対象となった場合＞
技術提案書で3名以上の建設技能者が継続利用すると申請したが、受注者の責任において、事業者登録および3名以上の建設技能者の継続利用が確認できなかった場合、減点係数（ α ）を「1.0」とし減点する。
 - ＜加算点評価の対象とならなかった場合＞
減点の対象とはしない。
2. 総合評価の不履行に対しては、以下の点数を工事成績評定（法令遵守等）において減点する。
 - （各着目点の不履行による減点数）＝ $\alpha \times \beta \times 3$
 α ：減点係数
 β ：受注者の各着目点の加算点数
 - （工事成績評定における減点数）＝（各着目点の不履行による減点数）の総和※「各着目点」は発注者が設定する着目点をいう。なお、「県内企業の下請活用」、「現場見学会等の開催」、「建設キャリアアップシステムの利用」については、評価項目単位とする。
3. 履行確認方法については、以下のとおり。
 - （1）技術提案の履行確認のとりまとめについては、（別紙）「技術提案の履行確認書」の提出による。
 - （2）工事着手前に受注者において「技術提案内容」欄に必要事項を記入し、監督職員の確認を得るとともに、履行確認方法について監督職員と協議の上決定し、原案として施工計画書とともに提出する。

- (3) 受注者は完了時に「履行確認の概要」、「各【対策】の履行状況」、「技術提案履行率」、「減点係数」および「技術提案加算点」を記入し、「減点数」を計算し、監督職員へ提出することとする。
- (4) 計算結果については、受発注者の両方で確認を行う。